

議事日程第 1 号

令和 6 年 第 3 回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時
令和 6 年 9 月 3 日 (火)
午前 1 0 時開議
開会の場所
錦江町役場本庁議場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
1) 事務報告
2) 令和 5 年度健全化判断比率・資金不足比率の報告
3) 令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告
4) 監査の結果報告
5) 陳情の受理等報告
- 日程第 4 行政報告
1) 町長行政一般の事務報告
- 日程第 5 請願第 1 号肝属郡医師会立病院再整備事業に関する請願の請願取下げについて
- 日程第 6 陳情第 7 号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情書
(審査結果について、総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 7 議案第 3 7 号 令和 6 年度錦江町一般会計補正予算 (第 4 号) について
(町 長 提 出)
- 日程第 8 議案第 3 8 号 令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
(同 上)
- 日程第 9 議案第 3 9 号 令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
(同 上)
- 日程第 10 議案第 4 0 号 令和 6 年度錦江町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 1 号) について
(同 上)
- 日程第 11 議案第 4 1 号 令和 6 年度錦江町介護保険事業 (サービス事業勘定) 特別会計補正予算 (第 1 号) について
(同 上)

- 日程第12 議案第42号 錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(町 長 提 出)
- 日程第13 議案第43号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(同 上)
- 日程第14 議案第44号 令和6年度錦江町田代開発センター解体工事変更契約の締結について
(同 上)
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
(同 上)
- 日程第16 認定第 1号 令和5年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について
(同 上)
- 日程第17 認定第 2号 令和5年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(同 上)
- 日程第18 認定第 3号 令和5年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(同 上)
- 日程第19 認定第 4号 令和5年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
(同 上)
- 日程第20 認定第 5号 令和5年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
(同 上)
- 日程第21 認定第 6号 令和5年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(同 上)
- 日程第22 認定第 7号 令和5年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(同 上)

(日程第16 認定第1号から日程第22 認定第7号まで一括上程、
提案理由の説明、総括質疑のあと決算審査特別委員会を設置のうえ付託)

散 会

令和6年 第3回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和6年9月3日
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	久保勇太	
	2番	久本晃	
	3番	厚ヶ瀬博文	
	5番	浪瀬亮祐	
	6番	染川金治	
	7番	池田行徳	
	8番	川越裕子	
	9番	小吉昭弘	
	10番	水口孝俊	
	11番	中野徳義	
	12番	落司道子	
	13番	笹原政夫	
欠席議員			

職務のため出席した者

議会事務局長 菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	中島裕二	観光交流課長	木下勝幸
政策企画課長	高崎満広	産業建設課長	上吹越寿次
介護福祉課長	笹貫新一郎	政策企画課 病院再整備対策監	畠中成久
健康保険課長	宮園守	教育課長	白井寿子
住民税務課長	猪鹿倉勝志	農業委員会事務局長	坂口美智代
会計課長	藤崎みずえ	総務課財政管係長	今村学
建設課長	船迫修一	総務課総務主査	小川弘晃
産業振興課長	池之上和隆		

令和 6 年 第 3 回 錦江町議会定例会会議録

令和 6 年 9 月 3 日（火）午前 10 時

錦 江 町 議 会 議 場

	（開会・開議）
○笹原議長	皆さん、おはようございます。皆さんには台風 10 号の接近に伴いまして、職員の方々、町長以下、ご苦労頂きまして大変ご苦労様でした。 それでは只今から、令和 6 年第 3 回錦江町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。
	（日程報告）
○笹原議長	本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第 1 会議録署名議員の指名
○笹原議長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により、3 番、厚ケ瀬君、5 番、浪瀬君を指名します。
	日程第 2 会期決定の件
○笹原議長	日程第 2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は本日から 9 月 25 日までの 23 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 25 日までの 23 日間に決定しました。
	日程第 3 諸般の報告
○笹原議長	日程第 3、諸般の報告を行います。閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりであります。 次に、町長から令和 5 年度健全化判断比率、資金不足比率の報告書が提出されましたのでお手元に配ってあります。ご了承願います。 次に、教育長から令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書が提出されていたので、写しをお手元に配ってあります。ご了承願います。 次に、監査委員から令和 6 年 6 月 21 日、7 月 22 日、8 月 20 日実施の例月出納検査の結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配ってあります。ご了承願います。 次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりとしましたので報告します。これで諸般の報告を終わります。
	日程第 4 行政報告

○笹原議長	日程第４、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありました。これを許します。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。９月議会定例会を招集しましたところ、皆様ご出席頂きましてありがとうございます。先週 29 日に襲来しました非常に強い台風 10 号につきましては、農作物等の被害は発生しておりますが、町民の皆さんが早めの避難を心がけていただき、人命に影響がなかったことに安堵しているところです。一方、災害調査を進める中で、公共施設の応急復旧として急を要する案件につきましては、予備費を充用させていただくとともに、今会期中に間に合うものについては、最終本会議での補正予算、間に合わないものについては専決処分等に対応させていただきたく存じます。さて５月 25 日から８月 20 日までの主な活動についてご報告申し上げます。 ６月 11 日は、今年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の被災者支援事業に参加してくれた総務課と産業振興課の職員の活動報告会を開催しました。2 人は住家被害の 2 次認定作業に当たり、全半壊や一部損壊など、内閣府の災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づいて調査を行ったとのこと。日頃からの住民の皆さんによるコミュニティーの構築や役場としては各種図面等の事前準備など、若い 2 人が迅速な復旧復興のために、必要性を感じた点について率直な感想を聞かせてもらいました。 ６月 19 日と 24 日は、来年 3 月で期限を迎える半島振興法の再延長等、内容の拡充を求めるための要望書を作成いたしましたので、大隅半島 4 市 4 町の要望内容への賛同を頂きたく説明に伺いました。半島振興地域は全国 23 地域ありますが、未然防災の観点からも幹線道路のダブルネットワーク化を推進する必要があるため、道路財源の拡充を要望しているところでございます。 ６月 30 日は、東京で開催された「第 14 回錦江町大根占・田代会」総会・懇親会に笹原議長、大山商工会副会長と一緒に出席しました。関東在住の錦江町出身の皆さん 90 人にお集まり頂き、令和 5 年度の会務報告や決算の後、懇親会が開催され、ふるさとの話題に花が咲きました。町人会の有志でつくる、錦江町大根占・田代踊り隊の皆さんにおかれましては、毎年、渋谷鹿児島おはら祭りにも参加され錦江町を P R していただいております。こうした日頃のサポート活動にも感謝しているところです。 ７月 11 日は、本年度策定作業中の第 3 次錦江町総合振興計画の第 1 回住民ワークショップに参加しました。今回の策定作業は、10 年後に中核となつてほしい若手職員 15 人を中心に検討作業を進めており、町内からも 16

	人の町民さんがお集まり頂き、職員と5班に分かれて議論が展開されています。働く世代、子ども、高齢者・障害者、自然環境、地域という5つの元気を各班のテーマとし、このテーマに対する自分たちの願いを顕在化、連関させ、いつまでにどんな成果を上げられればその願いが実現できるかなど、活発な戦略会議となっております。皆さんの思いがしっかりと実現できる計画に育てていきたいと思います。 7月12日から14日は宮崎県日南市で開催されたローカルリーダーズミーティング2024に、町内の若手の若手起業家2人と一緒に参加しました。このイベントは、地域からつくり出す産業を担うリーダーや企業、研究者などが集まり、お互いに持っているノウハウや知見、哲学などを共有し、それぞれの実践につなげることを目的としている合同戦略会議です。日南市油津商店街の再生の事例など、現場を見てそこで暮らす方々のご意見も聞きながら、一方では錦江町の地域資源の可能性も感じたところです。 7月22日は、錦江町政策参与である吉田秀政さんに職員向けの「学び直し」啓発講座を実施していただきました。公益社団法人富山観光推進機構の観光地域づくりマネジャー兼CMOを務めておられる吉田さんから、混沌複雑で予想しにくい現代社会においてアイデアを生み出す力を養成するため、組織や個人として学ぶ意義、学び直しの重要性についてご協議頂きました。 7月28日は、鹿屋市で令和6年度鹿児島県消防協会肝属支部消防操法大会が開催され、当町からは小型ポンプの部に池田分団、自動車ポンプの部に神川分団が出場いたしました。厳しい暑さの中での競技となりましたが、両分団の選手の皆さんは懸命に走り、機敏に操作し、一生懸命に頑張ってくださいました。長期間にわたり訓練に励んで頂いた団員の皆様に、深甚の敬意を表します。 7月29日は、錦江町政策参与である谷川徹さんが来庁され、小中学生向けのICTワークキャンプを視察していただくとともに、今後の町の施策についての意見交換を行いました。谷川参与とは、デジタル社会でのより実践的なキャリア教育の整備や、大学や企業との連携による地域の人材育成についてなどの意見交換となりました。 7月30日と31日は、大隅総合開発期成会の中央要望に落司副議長と一緒に出席しました。農林水産省では、養殖の人工種苗の中間育成の強化や、持続的な農業集落排水事業の在り方など、また国土交通省では半島振興法の再延長と内容拡充についてなど、私からも発言要望させていただきました。 8月5日から7日まで、中学生SDGs断熱ワークショップを開催し、錦江中学校と田代中学校の生徒7人が参加してくれました。この事業は、断熱性能と健康との関係で、脳血管疾患や呼吸器系疾患で鹿児島県が冬場におけ
--	--

	る死亡増加率が全国でワースト5位という現状にあることや、来年4月から新築住宅に省エネ基準への適合が義務づけられること、そして、町内の児童生徒の就学環境も一緒に考えたいことなどから、今年度からの新規事業として取り組んだものです。改修場所としては町長室で、断熱材や内装の製作、木材タイルの敷設などに取り組んでももらいました。来年度からは、児童生徒たちの教室を改修できれば良いなと思っています。ご協力頂いた町内の工務店さん、企業版ふるさと納税でご支援頂いた大隅半島スマートエネルギーさんに深く感謝申し上げます。 8月8日は夕方、日向灘地震が発生し、宿利原地区で住家に損壊が発生しました。被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。錦江町は震度4でしたが、幹線道路や水道などライフラインへの影響は少なかったものの、南海トラフ地震を含め、今後の巨大地震に対する備えを徹底しなければと改めて思っております。 8月11日は、第11回錦江レゲエ浜祭りが神川海岸で開催されました。今年はレゲエの発祥の地であるジャマイカと日本が外交樹立60周年という記念すべき年にあたり、東京からリチャーズ駐日大使にお越し頂きました。当町の小さなイベントが文化を通じた良好な両国関係構築の一助になってくれることを期待するとともに、これまで続けてこられた実行委員会の皆さんに感謝いたします。 以上、主な活動経過についてご報告させていただきました。これで行政報告を終わります。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これで行政報告は終わりました。
	日程第5 願第1号
○笹原議長	日程第5、請願第1号、肝属郡医師会立病院再整備事業に関する請願取下げについてを議題とします。請願者から請願第1号、肝属郡医師会立病院再整備事業に関する請願について、請願の目的が既に達成されたことを理由として請願の取下げの申出があります。お諮りします。本件は、申出のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、請願第1号に対する請願の取下げを許可することに決定しました。
	日程第6 陳情第7号
○笹原議長	日程第6、陳情第7号、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情書を議題とします。本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。9番、小吉総務厚生常任委員長。

○ 9 番 小吉議員	はい。
	(小吉総務厚生常任委員長 登壇)
○ 9 番 小吉議員	それでは、当委員会に付託されました陳情第 7 号、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情書について、審査を終了いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。 当陳情は、6 月 18 日の本会議で付託され、7 月 10 日に全委員出席の下、委員会を開催いたしました。パレスチナのガザ地区でのイスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力による戦闘が長期化する中で、子どもや女性、高齢者を含む多くの死傷者が発生するなどガザ地区は危機的な人道状況にあることから、ガザ地区に平和を求める世界各国の都市や議会、日本の地方議会においても、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情となっております。 審査において、事務局から陳情書の内容などについて説明を受け、また、国の動向として 6 月 13 日に衆議院、14 日に参議院において、ガザ区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議が行われていることから、委員からは、国、政府において、既に停戦に向けた取組がされていることもあるので、町議会からは意見書を提出しなくてもいいのではないかと考えるなどの意見が出されました。 以上のようなことから、当陳情書は不採択すべきものと意見の一致をみて決定したところでございます。なお、この陳情に対する討論はありませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○笹原議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。
	(小吉総務厚生常任委員長 降壇)
○笹原議長	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。
○笹原議長	これから、陳情第 7 号、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第 7 号、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者 なし)

○笹原議長	起立者はありません。したがって、陳情第 7 号ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情書は不採択することに決定しました。
	日程第 7 議案第 37 号
○笹原議長	日程第 7、議案第 37 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第 37 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額は 2 億 1,564 万 5,000 円の増額で、累計は 80 億 1,963 万 9,000 円となりました。 主な内容につきましては、歳出は花瀬グラウンド路肩補修工事費を 1,362 万 8,000 円、橋梁補修工事費を 1,000 万円、自治会簡易水道事業補助金を 719 万 2,000 円、並びに本庁舎屋根外壁改修工事設計業務に係る委託料を 300 万円、それぞれ増額するものであります。また、歳入につきましては、普通交付税の額の決定に伴います増額 1 億 8,233 万 1,000 円のほか、農業用施設災害復旧事業県負担金を 1,950 万円、並びに児童手当国庫負担金を 1,130 万 1,000 円それぞれ増額するとともに、財政調整基金繰入金を 1 億 8,736 万 1,000 円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	（新田町長 降壇）
○笹原議員	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 9 款地方特例交付金から 21 款町債までと、歳出 1 款議会費から 11 款災害復旧費まで、及び第 2 表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○池田議員	はい。
○笹原議長	7 番、池田君。
○7 番 池田議員	まず 14 ページですけれども、12 節の委託料、総務費ですが、旧神川中の活用ですね、リフォームの業務委託と農産物の加工室の整備が目的ですが、合計 559 万となっておりますが、これはどのような農産物を確保してどのように加工するのか、それから販売とかそういうのはなされるのか、個人的なものなのか。それと、ここは 1 階にあるのか 2 階にあるのかお伺いいたします。そして、それとですね、19 ページの 6 款農業費、この節 18、永年作物伐根助成事業が 213 万 2,000 円ですが、これは抜根後の計画、お茶農家 2 戸とシキミ農家の一戸ですが、ここをお伺いいたします。
○新田町長	はい。

○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず 1 番目の 14 ページの委託料の関係でございますが、これにつきましては、活性化センター神川の 1 階部分にある旧美術室でございます。ここにつきましては現在町内の事業者さんが、お茶の粉末茶等の海外輸出をいろいろと実証をさせていただいて、ここも 3 年ぐらいなりますけれども、やはり町内で農家の方々の今の窮状を察してできるだけ早く製品としたいというようなお申出もございましたので、私どもとしてそちらのほうを準備したいということで考えたところでございます。 それから 19 ページの伐根の関係につきましては、その後の作物の植栽等の関係については産業振興課長に答弁させます。
○池之上 産業振興課長	はい。
○笹原議員	産業振興課長。
○池之上 産業振興課長	伐根後の作付計画ですが、サツマイモ等畑作の作物を作付するというふう に聞いております。以上です。
○笹原議員	ほかに質問ございませんか。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議員	8 番、川越君。
○8 番 川越議員	今、池田議員のほうからもありましたけれども、加工業務スペースの部分は了解をいたしました。今ほうじ茶等を作っている業者については、無農薬で恐らく作っていらっしゃるのだろうと思うのですが、例えばこれを整備して機械等が入って運転をしていった場合に量的な生産というのは見込まれるのかどうか。 無農薬で茶葉を作っていくということになると、田代地区あたりのちょっと上場のほかの薬剤等が散布を迷惑がないようなところで恐らく作っていかれるのだろうと思うのですが、この機械等についても業者の方がいろいろあるので何ら町は負担というのはないかもしれませんが、入れられた後、今 1 業者あたりで作っていらっしゃる部分が拡大していく可能性があるのかなあというようなことも考えるわけですが、茶葉の生産等についてはどんな見通しになっているのかなあ。これから面積を増やしていけるのかなあというようなことと、それからもう会社自体がもう面積増やっしゃればあればいいのというような考え方もあるわけですが、将来の展望というのが分かっているならば、ちょっと説明をしていただければいいのですが。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。

○新田町長	詳細は後ほど産業振興課長に答弁させますが、川越議員おっしゃるように今報道の状況でも御存知かと思いますが、鹿児島県の場合は甜茶の産地全国1位の産地であるということが先般も報道されています。その前提となるのはやはり有機である。当然海外輸出を念頭に入れますと、そういった栽培がもう必須になってきているという状況ではございます。ただ私どもとしましても池田議員の一般質問にも出ておりますけれども、やはり今後の茶業の展開としては実証実験を繰り返す必要はあろうかなと。農家さんにいきなり経営形態を転換してくださいというのは非常にやはりリスクが高うございますので、いま町内の事業者さんが積極的に売りの部分を加工と売りを担っていただくということを言っていたいので、であるならば実証実験を繰り返しつつ、川越議員がおっしゃったように有機であったりとかそういったものへの転換がどこまですることによってできるのか。それとまた産地化の必要があるんじゃないかと、ドリフト等の懸念もありますのでそういったことをいま実証実験を繰り返すためにこの場所を使いたいなというふうに思っております。詳細は産業振興課長のほうで答弁させます。
○池之上 産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上 産業振興課長	現在の企業の活動につきましては、主にアメリカ向けの輸出を念頭に本町の茶葉をつくって、昨年一昨年とほうじ茶ラテというサンプル商品を作っていただきました。アメリカのほうでも一定の評価を受けたというふうに聞いておりますが、ほうじ茶ラテ以外にも粉茶の状態のものを取引できないかというようなご相談があったように聞いております。 そのために今回小規模ではございますが、相当額の機械を投資されて町内で作ってみよう。といいますのが、先ほど言いましたほうじ茶ラテは委託販売ということだったものですから、どうしても錦江町産品にならないということで、今回錦江町産品として出したいというところで機械の設備投資とかをされるというふうに聞いております。町長が申し上げましたとおり、この商品が大々的につけるのは今マーケティングも含めて企業のほうも調査中だというふうに聞いております。その点から考えますと今後実証を繰り返しながら、どういった商品がいいのかというのを検討されていくのではないかとというふうに考えております。 もとより原料は町内産のお茶を使いたいということで、川越議員がおっしゃったとおり、アメリカ向けですとどうしても有機 JAS の取得が必要になることから、田代地区のお茶を購入されることを計画されております。先ほど言いましたほうじ茶ラテも町内の幾つかの農家から仕入れていただいた

	のですが、今後の計画についてもそのようなところでというふうに聞いております。 私どもとしましては海外向けのみならず、今後は国内でも有機ですとか無農薬の商品についての引き合いが多くなるだろうことから、茶の生産者の皆さんともですね、今後とも意見交換を重ねて、そのような方向への支援ができないものかというのを引き続き検討してまいりたいと考えております。
○笹原議長	よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○10 番 水口議員	重複しますがけれども、前、一般質問の中で解体についていろいろお話を聞きました。ここに空き家の場合に町内業者が解体した場合には最大で 15 万出るということですが、私が今周知しているのが町通りの旧の旧道のところで2か所ほど解体の仕事を見ております。その業者がですね、町外業者なんです。そしてその内容を聞いたら、非常に見積りが安かったという話も出ております。何で町内業者にせんのかと、15 万頂けるよということも話したんですが、この周知については広報紙なりインターネットなりいろいろ町のほうとはしてあります。だけどそれをまさか知らずにして、町のほうに申請をされる方はいませんでしたか。解体したから補助金をくださいませんかというような方はいらっしゃいませんか、今まで、いない、いやいやそのまま。いませんか。いない。 実際ですね、その 15 万円よりも 15 万補助をもらっても、そのほうが安かったらそっちを選ぶ方が多いと思うんですよ。ですから、そういったこの議会のほうもこうして補正の場合に住宅リフォーム補助金なり、それから解体の場合には 90 万ですか。補助金を見ているわけですから、うまい補助金というか、そういった周知する場、業者の、私は一般質問の中でも、大体坪単価っていうのは町のほうで周知できないかというようなことも聞いたのですが、今それよりも中にその品物があるからそれまで入れてか、それともそれはそれで物を出すときにはそっちのほうに補助金が出るというようないろんな言えば、町の手厚い補助があるわけですよ。そこらをやはり周知させてですね、できたら先ほど町長とも話をしましたけれども、建築においても家をつくるにおいても町内業者育成を図ってくれという声が大きかったから、補助金を、いやそれは減免、固定資産税の減免やります。今回このように解体がどこも出てきた場合には、町内業者の方に補助を出しますよといった場合に、建築もですがこの解体もある程度、町外業者であつてもちよつとした補助金というのは出せないものかお聞きしますがどうでしょうか。

○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	水口議員のご質問にお答えします。まず、こういったリフォームもそうですし解体もそうですが、制度をつくる際に、やはり町内事業者への事業誘導というのを当然議会の皆様方からも要請もありますし、私どもとしても町内事業者を受注機会の確保というところでこれまでも進んできておりますし、今後もできる限り町内事業者の皆さんが何らかの形で参画できるということも私どもは行政の務めかというふうに思っております。 今回も一般質問等でも出ておりますが、町外事業者さんでもいいんじゃないかというところがありますけれども、やはり、であるならば本質のところの町内事業者育成というのはどういうふうに私どもは捉えていけばいいのかなというところがやはり気になってきます。私どもとしても、頂いた税金で工事を出すわけですので、できるだけ町内の方々に出したい。やはりそういったところの、これまでの慣例、それから私どもの事業の進め方、そして議会の皆様からのご意見等も加味しながら事業設計、制度設計しているところがございますので、そこについてはなかなか、町外だからいいですよという話ではないのかなあという気もしております。 それから、新築住宅のお話もされましたけれども、最近の新築住宅の建設戸数からしますと町外事業者がほとんどです。当然それは住宅をつくる方の責務として、どういったデザインがいいとか機能とかそういったところのご相談された上での着工だというふうに認識しておりますので、それは当然、施主さんがお考えになられることですし、今回の解体についても町内の事業者さんでできればそういった 15 万円の補助はお出ししますが、それよりもそれぞれご努力されて安く上げられるというようなことがあって町外の事業者さんを頼まれたということであれば、それはそれぞれの自由な世界の自由競争の中でのお話なのかなというふうに思っているところです。以上です。
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○10 番 水口議員	今のいろんな事例があります。例えば、行政自体が、解体して、業者を呼んで現地説明をした場合に、多数の業者がみえて、入札をされた。そして、個人の方々なんかは今、インターネットもいろんなのでネットで調べてしたら、ここが安かったから決めましたという話なんです。その方々はほとんど親がいなくなって誰も住めないという住宅だから、解体という方向に進むと思います。

	私どももいろいろとこの問題については、行政がやらなければならない点と、それから個人でもう始末をしなければならない、非常にこの今、時期的にこういう社会になっているんじゃないかと考えております。一つ、解体というのが今後あるべきやるべきことでございますので、どうか、前向きな整理それから後の問題、特に町のそういう、所有物については入札で出せばすぐ売れる。それは何かといったら、単価がある程度坪単価が安いと。 ですから、新しい家を求めた人はほとんど町の住宅跡地とか、そういうところに率先して新築されているというのが、今、錦江町で話をよく聞きます。個人の角地だったりL字だったり、近隣がちょっと狭かったりとかいろんな問題がありますけれども、何か今度そういった意味からも、空き家、それから解体、そういうのに関してはやはり関心を持つべきではないかというふうに、これは一応要望でございます。いいです。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。
○6 番 染川議員	23 ページの土木費の中で、2 か所の橋梁維持費が委託料 20 万も含めて約 1,020 万補正が組まれております。これは地方債で組まれているのですが、一つの目的が老朽化した橋梁や橋などの土台の点検や整備を行い、歩行者や車両の安全を図ることが目的です。そういう中で、1 か所の第 1 松坂橋の補修工事、7 メートルの橋なんですけれども、松坂の周辺というのはもう世帯数も本当に少なくなっておりますし、目的地に行くまでにこの橋を通らなければ絶対にいけないということじゃなくて、今も歩行者はほとんど 1 年に 1 人も通らないぐらいだと思います。車が 1 か月に何回通るか分かりませんが、この橋を通らなくても 10 秒も車で走れば馬場中原線があるわけですので、この橋が本当にその歩行者、車両が通るための費用対効果があるのかなあというふうにも思うんですけれども、そこら辺はどう考えますか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。これは先般、報道等でもなされました、国のほうは、橋梁のメンテナンスがほぼメンテナンスは終了していると。ただし地方自治体のほうはまだ老朽橋に対する不備橋が残っているというような報道等もなされたところです。 私どもとしまして今回松坂橋につきましては、今 2 回目の橋梁のメンテナンスをしました。チェックをしました。その中で不備橋として残っておったのが、この松坂橋でございます。おっしゃるように馬場中原線を通る、それ

	から県道からの入り口に橋がかかっているそれが、本当に必要性か、費用対効果として必要性なのがあるのかということとはご指摘のところはあろうかと思いますが、まずは私どもとしまして橋梁のチェックをしてそれで不備だということであるのであれば、当然それに対応をとらざるを得ないというようなことで、今回令和6年度で松坂橋の補修をかけているところです。これを令和7年度にもう1か所、第2塩屋橋を補強工事をしますので、する予定としておりますので、また、当町における道路橋に対する老朽橋というのはこれで解消されるようなところもございますので、これにつきましては、進めさせていただきたいというふうに思っているところです。以上でございます。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	長寿命化のために老朽化した橋梁の補修を行うわけですが、今度のこの補正で組んでいる事業というのは、本当にその今後何年その橋梁がもつのか分かりませんが、逆にもう通行止めにして、もうこの補正の金額というのは別に回せるような方法、長寿命化も大事ですが、ただこの事業でしたにしても本体が駄目になればその本体をやりかえるというような状況にもなるわけですから、通行量も少ない歩行者も通らないというような状況の橋梁というのは、本当に必要なかと思いますが、通行止めにして本当にその馬場中原線が車まで10秒もかからなくそこを通れるような状況もあるわけですから、そこら辺は考えていらっしゃるでしょうか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えしますおっしゃる意見についてはもっともなところもあろうかなと思いますが、ただ道路周辺に通行止めとなりますと民地等もございますのでそういったところも配慮しながら、ある程度の通行をできるようなことは行政として必要なことではないかなと。 ただし、そういった民地等も解消されて、今後、議員がよくご存じのように通行が少ない中であれば将来的にはそういった選択肢も必要あるかもしれませんが、現段階でまだ民地等も存在しておりますので、老朽化、老朽道路橋として2橋を残っておりますので、補助事業交付金事業を活用してですね、今のタイミングでさせていただきたいというのは私の真意でございます。
○笹原議長	いいですか。ほかに質問。
○1番	はい。

久保議員	
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	数点お伺いさせていただきます。先ほどの先輩議員からのご指摘ありました、総務費、企画費、住宅リフォーム補助並びに同じく、総務費、地方創生推進費の空家リフォーム補助、空き家解体促進補助金でございますが、こちらの年間の上限件数ですね 10 件前後だったような記憶あるんですけど、それぞれ上限の件数等あれば教えていただきたいと思います。 次が、民生費です。児童措置費でございますが、扶助費で児童手当の関係法令が改正された分の補正分だと思いますが、今回この補正に伴って対象人数が増えてくる形になると思いますが、どのぐらいの方、世帯が対象になられたのか教えていただきたいと思います。 続きまして、予算書の 22 ページ下段の教育費、学校建設費でございます。今回、こちら小中学校、学校建設費のほうで小学校の再編統合にあたりまして設備等の設置委託をされるということですが、具体的にどのような内容をされるのか。ネットワーク等機器の撤去もされるということですが、どのようなそういう配置になるのか教えていただければと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず、住宅リフォーム等々の上限件数等につきましては、政策企画課から、それから児童手当の対象人員等については介護福祉課から、学校建設費の関係につきましては教育課からご説明させます。
○高崎 政策企画課長	はい。
○笹原議長	政策企画課長。
○高崎 政策企画課長	久保議員のご質問にお答えします。住宅リフォーム、それから空家リフォーム、それから空き家解体への補助金ですが、特に上限は設けておりません。予算の範囲内でやっておりますので、ただ当初予算で住宅リフォームにつきましては、1 件平均 25 万円の 20 件で 500 万円、それから空き家リフォームにつきましては 1 件 20 万円の 4 件分、それから空き家解体につきましては 1 件 15 万円の 10 件分ということで予算を計上させていただいているところでございます。これについてはこの予算の範囲内でやっております。 今回住宅リフォームの補助金を増額しましたのは、空き家バンクに登録されている物件を購入された方が 3 名いらっしゃいまして、この方々からリフォームの申請、相談がございました。これは当初は今申し上げました 500 万の予算の中で見ておりませんので、今回これに通常の 500 万枠で執行しますと、一般の通常の一般世帯、あるいは高齢者子育て世帯のリフォーム補助金

	に不足が生じるという恐れがあったため、今回3件分1件60万ですが180万円の増額をさせていただいたところです。 それから空き家リフォームにつきましては、同様に今4件の相談がありまして、その4件分の20万円で80万円の増額、それから空き家解体につきましては6件の申請及び相談がありますので、15万円で6件分90万円を今回増額させていただいたところです。以上です。
○笹貫 介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫 介護福祉課長	児童手当についてお答えいたします。まず、10月で対象の児童が高校生まで拡大になっております。一概にですね、対象が3歳未満で、今までは3歳以上から中学校までということになってたんですけど、10月からは3歳未満とあとはもう高校生以下というところでくりも変わっておりますので、人数に関しては重複して金額が増える児童生徒さん子どもさんもいらっしゃいます。第1子第2子の関係で、今まで1万円だったのが1万5,000円に金額が変わる方もいらっしゃいますので、一概に人数的には詳細なところは分からないのですが、今この予算のところで高校生までの人数を含めたところ、2月の支払い時期については、268名程度増えているというところでございます。以上です。
○白井 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○白井 教育課長	学校建設費の統合設置委託でございますが、これは小学校の統合する学校からの小学校のサーバーや校務用パソコンの取り外し、設置設定、あと電子黒板の移設も含む作業委託になります。ネットワーク機器の撤去作業につきましては、NTT機器と接続しているルーターの撤去であったり、サーバー内の不要な情報の撤去になります。以上でございます。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	まずリフォームに関してですが各々の予算の上限ないということで承知いたしました。基本的には空き家バンクを活用された方ということですが、今後ですね、やっぱりそのどうしてもその利活用してない空き家というのはどうしてもその増加傾向になってくると思います。また空き家バンクのほうにもいろいろまた登録の取組もされてると思うのですが、今後空き家バンクを活用される方の補助というか、それはまた来年度以降も別枠で当初から上

	げられる予定なのか追加でお伺いしたいと思います。 2点目の児童手当で対象人数で承知をいたしました。政府の一元の子育て政策の取組というところでございますが、このような形で進めていただければと思います。 あと3点目の学校建設費でございますが、年度末でされる工事なのかなというイメージだったんですが、その工事時期はいつになるのかということと統合される2校に設備等を配置するということですが、逆に廃校閉校となった学校のネットワークとかのサーバー状況、またそういったインフラは使える状況になるのかどうかあわせてお伺いしたいと思います。
○高崎 政策企画課長	はい。
○笹原議長	政策企画課長。
○高崎 政策企画課長	はい、住宅リフォームの予算計上でございますが、議員ご指摘のとおりですね、来年度からは、通常の500万円枠と、空き家バンクについてはですね購入がちょっと分からないんですが、1件ぐらいの60万ぐらい上限が60万ですので、それは別枠ですね、来年度から当初予算に計上させていただこうかなというふうには考えているところです。以上です。
○鎌田 教育長	はい。
○笹原議長	教育長。
○鎌田 教育長	今のご質問にお答えしたいと思います。年度末ということでございましたがそのとおりでございます。子どもたちがまだ3学期末まで必要な機器等を使いますので、もちろん春休みになってから撤去改修等を行う予定であります。 それから、閉校になりました学校につきまして、ネットワーク関係は撤去または廃棄ということになっておりますが、その後をどう活用されていくかということにつきましては、今、地域のほうで学校とともに話し合いをずっと持っていますので、それで方向性が決まって必要となった場合にはまたそれを維持管理していくということも考えられることかなと考えております。以上でございます。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	リフォーム関係の補助金に関しては承知いたしました。 学校建設関連でございますが、今教育長先生から答弁頂いたように、今各地です。統廃合に関してのそれぞれ委員会が設けられてるかと思います。

	が、やはりそのあとやはりその閉校後の校舎等々を使う場合はやっぱりネットワーク関係というのが非常に重要になってまいりまして、また新たに敷設となるとまたいろいろコストもかかると思います。一方学校で今されてるG I G Aスクール並みのかなり大きなそういうサーバーというかネットワークは必要ないかもしれませんが、最低限のですね今使ってらっしゃるような通信環境というのはまた、おのおの検討委員会のほうで活用方向性が決まってくると思うので、またそういった進捗を見ながらですね、今後の対策を検討頂ければと思います。以上でございます。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。
○6 番 染川議員	19 ページの民生費の中で、扶助費の児童手当で 1,464 万円、国庫支出金と都道府県の支出金で組まれているのですが、多子加算のカウント方法の変更で、第三子が 22 歳の到達の年度末までとありますけれども、確認の意味で質問させていただきますが、第一子、二子が何歳になろうと第三子は 22 歳の到達の年度末まで 3 万円の支給を受けられるということで理解してよろしいですか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	介護福祉課長に答弁させます。
○笹貫 介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫 介護福祉課長	染川議員のご質問にお答えします。今、議員がおっしゃられたとおり、22 歳の年度末まででございます。ただし、児童手当等の変更によらず、経済的負担があった場合に、ある場合はカウント対象になるというところがあります。経済的負担というのが、当該児童の学費、家賃、食費相当の実質の負担の一部を親などが負っている場合ということで、今議員がおっしゃったように 22 歳の到達した年度末でございます。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	先ほど染川議員のほうから、松坂橋の橋梁整備の補修工事があったわけでございます。私昨日ですね、橋の状況を見に行ってみました。確かに、

	先ほどの質疑と答弁の中でありましたように、馬場中部線が6 m道路が入って、それから 50m行ったところに昔の部落道みたいな感じでそこに橋がかかっていると。馬場中原線の本通りにおいては、きれいな6 mの橋がかかっているという状況です。 それで、私あそこら辺の松坂の人口かれこれを若干見たところはですよ、もうあそこには全然人は住んでないわけですよ。はたしてこの道路を誰が通るんだろということ、クエスチョンがついたわけですけども。町長も後からご覧になったらいいと思いますけど、私写メを撮ってですね、橋の入り口の道路の状況、写メを撮ってまいりました。そしたら、小木が生い茂って緑の回廊です。とても言えば、乗用車がですね、勇気を持って走れるような橋道路ではございません。また、橋を渡ってお気づきだと思いますけれども、10mぐらいですね、右のほうが1 mぐらい路肩が下がってるんですよ。路肩が下がってるから恐らく橋を補修しても軽トラックは何とかですね、通れますけれども、仮に2 t車が重量物を積んでですね、あそこを通るとなったら今度は2次被害が出るのではないかな。それそういうのを防ぐためには、今度は路肩の補修もせんないかなではないかなと自分でも考えたわけですよ。ですから、私は確かに長寿命化でですね、橋は補修してくださいよ、どうこうしてくださいよと、それはあるかもしれませんが、もうここら辺でですね、もう必要な道路とか橋とかそういうのはもうこのぼちぼち切ってもいいような気がするんですよ。切ってというようなあれですけど、やっぱり費用対効果を考えてですよ、やっぱり設計をしないことにはもうこの頃なんか私個人的でしょうか、もう工事費かれこれが全ての建設工事費用がですね、ものすごく上がってですよ。ほらこれはもつんだろかというような自分自身が思ってるもんだから、もうそこら辺とこでぼちぼちそういうような改めるべきは改めてですね、検討されたらどうかなと思ったもんですから、苦言を呈するわけですけども。 恐らくあの道路は、染川議員がおっしゃったようにですよ、もちろん人は余計は通りません。通るんだったらイノシシのハンターがですよ、犬とともにそこを通るぐらいですよ。とにかく、こっち 50m走れば本通りがあるわけですから。ああいう支障木の差しかぶったところですよ、わざわざ通るとは思いませんけれども、もう答弁の中でいろいろありましたからもう答弁は要りませんけれども、そういうのをこういう考え方もあるんだということでご理解頂ければいいかと思います。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

	討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第 37 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算(第 4 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 37 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算(第 4 号)については、原案のとおり可決されました。ここで 5 分間休憩します。
	休憩 11:05 再開 11:10
	日程第 8 議案第 38 号
○笹原議長	休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 8、議案第 38 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 38 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額 8,512 万 3,000 円の増額で、累計は 14 億 2,223 万 7,000 円となりました。 主な内容につきましては、歳出は療養給付費を 5,973 万 2,000 円、高額療養費を 1,493 万 4,000 円、並びに保険給付費等交付金償還金を 1,017 万 8,000 円それぞれ増額するものであります。また歳入につきましては、繰越金を 8,512 万 3,000 円増額するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 7 款繰越金と歳出 2 款保険給付費から 5 款諸支出金までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	今回補正のメインが療養給付費と高額療養費だと思いますが、財源に関して伺いたいんですけども、当初はもちろん県支出金なんですけど補正のほうは全て一般財源の内訳となっていますが、この理由を教えてください。

	ばと思います。 また、高額療養費でもしどのような治療というか措置がなされたのか、もし分かる範囲で結構ですので教えていただければと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	健康保険課長に答弁させます。
○宮園 健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○宮園 健康保険課長	久保議員の質問にお答えいたします。まず、歳入のほうなんですけれども、繰越金のほうが決定したということですね、8,512 万 3,000 円補正したわけなんですけれども、この財源につきまして予備費のほうに積む方法もあるんですが、これから秋から冬にかけて、またインフルエンザ猛威が到来するかもしれませんので、財源の持っておりたいということで、療養給付費これは医療費ですね。 それから、高額療養費はもうこのとおり高額療養費ですので、ある一定の医療費を超えますと高額医療を支給しますので、そういう部分が主なことですね、実際この繰越金の取扱いというのが一般財源というところでありまして、一般財源をそれぞれの歳出にですね、振り分けたということでありまして、以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	はい、繰越金で措置をされたということで理解はいたしましたが、例年ですとやっぱりこの規模の繰越金を毎年されるのか。あるいはその今回補正のほうはもう全然県支出金は措置はないと思うんですけども、そこら辺の兼ね合いをあわせてお伺いしたいと思います。
○宮園 健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○宮園 健康保険課長	繰越金についてはですね、例年より約 1,000 万ほど増えております。ここにつきましてはやはりいろんなところでですね、節減をしたということと、まずこの繰越金の幾らぐらいが適当かというのがですね、医療費の 1 か月 2 か月はですね、これで動けるような形で大体 6,000 万から 7,000 万ぐらいが医療費として一月に支払うお金ですので、やはり県からの交付金なりそういうものがすぐ交付されればいいんですが、なかなかそういうわけにもいきま

	せんので、こういう形で大体今の 8,512 万 3,000 円、それから 200 万がありますので 8,712 万 3,000 円という数字は適当な数字かと思っております。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	まず即応性のある対応として、1、2 か月分の目安の余裕を持ってというところだと承知はいたしました。本当にこれがまたそういったインフルエンザ等の季節になりますので、このような形で実施していただければと思います。以上でございます。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 38 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 38 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第 9 議案第 39 号
○笹原議長	日程第 9、議案第 39 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(町長 登壇)
○新田町長	議案第 39 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額 45 万 9,000 円の増額で、累計は 1 億 5,146 万 5,000 円となりました。主な内容につきましては、歳出は他会計繰出金を、また、歳入は繰越金をそれぞれ 42 万 2,000 円増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 4 款繰入金及び

	5 款繰越金と歳出 1 款総務費及び 4 款諸支出金を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 39 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 39 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第 10 議案第 40 号
○笹原議長	日程第 10、議案第 40 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)について議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(町長 登壇)
○新田町長	議案第 40 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額 5,163 万 2,000 円の増額で、累計は 12 億 9,288 万 5,000 円となりました。 主な内容につきましては、歳出は償還金を 3,254 万 8,000 円、並びに介護保険基金積立金を 1,799 万 9,000 円それぞれ増額するものであります。また、歳入につきましては、繰越金を 3,861 万 5,000 円、介護給付費繰入金を 903 万 4000 円、並びに、包括的支援事業等に係る地域支援事業繰入金を 325 万 8,000 円それぞれ増額するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 5 款県支出金及び 7 款繰入金、並びに 8 款繰越金と歳出 2 款保険給付費及び 5 款諸支出金を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 40 号令和 6 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 40 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号令和 6 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算第 1 号については、原案のとおり可決されました。
	日程第 11 議案第 41 号
○笹原議長	日程第 11、議案第 41 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算第 1 号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(町長 登壇)
○新田町長	議案第 41 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額は 4,000 円の減額で、累計は 768 万 3,000 円となりました。内容につきましては、歳出は一般会計繰出金を 25 万 1,000 円増額するとともに、一般管理費を 25 万 5,000 円減額するものであります。また、歳入につきましては繰越金を 25 万 1,000 円増額するとともに、一般会計繰入金を 25 万 5,000 円減額するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 2 款繰入金及び、3 款繰越金と歳出 1 款総務費及び 2 款諸支出金を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。認めます。これから、議案第 41 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算第 1 号についてを採決します。お諮りします。議案第 41 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 12 議案第 42 号
○笹原議長	日程第 12、議案第 42 号、錦江町国民健康保険事業保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(町長 登壇)
○新田町長	議案第 42 号、錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることから関係条文を整理したいため、本条例案を提案するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越君。
○8 番 川越議員	来年の 12 月の 2 日から今現行の保健証は使えないということですが、マイナンバーカードを利用していくということだろうと思うのですが、本町のマイナンバーカードの発行率っていうのは今どれくらいですか。これは次にある高齢者も含めて回答してください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	住民税務課長に答弁させます。
○猪鹿倉 住民税務課長	はい。
○笹原議長	住民税務課長。
○猪鹿倉 住民税務課長	現在ですね、マイナンバーカードの被保険者利用に伴いまして、申請件数が増えてきております。現在、約 83.6%程度の交付率となっております。 今ご質問ありましたとおり、住民の方につきましては、今回、紙の被保険者証の交付が令和 6 年 12 月 2 日から廃止されることに伴いまして、窓口のほうで手続きをされる住民の方も増えてきているところでございます。以上です。

○宮園 健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○宮園 健康保険課長	川越議員の質問にお答えいたします。まずですね、マイナンバーと保険証とですね、結局紐付けをしないとイケないです。その紐付けしたされてるのが国民健康保険のほうで 67.38%、それから後期高齢ですね、62.4%。それで実際今病院に行かれるとですよ、どうしても2つありますので、いつも使っていたものの保険証を出してしまうということで、国もこの前の新聞で報道があったわけですがけれども、今のところ実際病院にかかれた時にマイナンバーカード出さればいいんですけど、つつい保険証を出してしまうということで、まだそんなに普及されてないというふうに報道はされておりますけれども、実際、病院に行かれる方はもう今 62%ですね、そういう形で、利用率は上がっているというふうにこちらとしては見ております。 それから、来年 12 月 2 日以降にですね、もし、マイナンバーカードを持っていない場合はですね、資格確認書というのをこちらのほうで、誰がこのマイナンバーカードを交付されてないよなあというのを私たちがチェックをしてそれを送るようになっておりますので、何ら住民の方は困らないというふうには見ております。はい。以上です。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越君。
○8 番 川越議員	ありがとうございます。今私 83.6%って聞きましたので、あと 15~17%の方はどうされるのだろうかというふうに懸念をしていたところでした。確認書を送付されるということです。漏れはないと思いますが、特に高齢者についてはなかなかもうこれまで繰り返し繰り返しの PR をしていらっしゃるんでしょうけど、なかなか認知度が低いと思いますので、また重ねて何か機会があれば来年 12 月 2 日からもう使えないよということを意識させさせていただきたいというふうに要望いたします。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから、議案第 42 号、錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 42 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 42 号、錦江町国民健康保険条例

	の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 13 議案第 43 号
○笹原議長	日程第 13、議案第 43 号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(町長 登壇)
○新田町長	議案第 43 号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてにつきまして提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止となり、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため、同広域連合規約を変更することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 43 号鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。お諮りします。議案第 43 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。
	日程第 14 議案第 44 号
○笹原議長	日程第 14、議案第 44 号、令和 6 年度錦江町田代開発センター解体工事変更契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(町長 登壇)
○新田町長	議案第 44 号、令和 6 年度錦江町田代開発センター解体工事変更契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、田代開発センター解体工事において、敷地舗装面積の追加及び側溝の新設等を行うため、変更契約を締結したいことから、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

	(町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 44 号、令和 6 年度錦江町田代開発センター解体工事変更契約の締結についてを採決します。お諮りします。議案第 44 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号、令和 6 年度錦江町田代開発センター解体工事変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。
	日程第 15 諮問第 1 号
○笹原議長	日程第 15、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(町長 登壇)
○笹原議長	議長。諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由をご説明申し上げます。現委員の原口照美氏の任期が、令和 6 年 12 月 31 日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を推薦したいため、議会の同意を求めるものでございます。ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。ここで、諮問に対する答申の意見調整のため、しばらく休憩します。議員の皆さんは委員会室に集合願います。
	休憩 11 : 35 再開 11 : 40
○笹原議長	休憩を解いて会議を再開します。諮問第 1 号の人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しまし

	た。
	日程第 16 認定第 1 号 日程第 17 認定第 2 号 日程第 18 認定第 3 号 日程第 19 認定第 4 号 日程第 20 認定第 5 号 日程第 21 認定第 6 号 日程第 22 認定第 7 号
○笹原議長	日程第 16、認定第 1 号、令和 5 年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 17、認定第 2 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 18、認定第 3 号、令和 5 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 19、認定第 4 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 20、認定第 5 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 21、認定第 6 号、令和 5 年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 22、認定第 7 号、令和 5 年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての 7 件を一括議題とします。各件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(町長 登壇)
○新田町長	認定第 1 号から認定第 7 号までの提案理由についてご説明申し上げます。認定第 1 号から認定第 7 号までの各会計の決算認定議案につきましては、議会の認定に付するための全ての手続が終わりましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、本会議に提案するものでございます。 認定第 1 号、令和 5 年度錦江町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は 78 億 2,279 万 6,000 円、歳出総額は 76 億 2,996 万 5,000 円となり、歳入で、対前年度比 4 億 7,012 万 2,000 円、6.4%の増、また、歳出で 4 億 1,977 万 7,000 円、5.8%の増となりました。決算収支の状況を見ますと、歳入歳出差引き額は 1 億 9,283 万 1,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源は 4,927 万円で、実質収支額は 1 億 4,366 万 1,000 円となっております。また、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 746 万 1,000 円の黒字、積立金への積立て額及び取崩額を加えた実質単年度収支は 2 億 9,812 万 4,000 円の赤字となっております。 認定第 2 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は 13 億 6,921 万 1,000 円、歳出総額は、12 億 8,408

	万 7,000 円となり、歳入歳出差引き額は 8,512 万 3,000 円となりました。国民健康保険事業は、保険税負担と国、県からの交付金、補助金繰入金で医療費を賄う制度であり、これらに伴います歳入及び歳出となっております。 認定第 3 号、令和 5 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は 1 億 3,765 万 8,000 円、歳出総額は 1 億 3,723 万 6,000 円となり、歳入歳出差引き額は 42 万 2,000 円となりました。後期高齢者医療制度の運営に当たりましては、広域連合と市町村は運営に関わる事務を分担して行うよう定められており、これらに伴います歳入及び歳出となっております。なお、歳入は保険料、歳出は広域連合への保険料納付金とその大部分を占めております。 認定第 4 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は 12 億 8,590 万 9,000 円、歳出総額は 12 億 4,729 万 3,000 円で、歳入歳出差引き額は 3,861 万 6,000 円となりました。歳入歳出ともに保険給付費に関するものが大部分を占めており、歳入が 11 億 9,280 万 1,000 円で、総額の約 92.8%、歳出が 11 億 2,264 万 9,000 円で、総額の約 90%となっております。 認定第 5 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は 688 万 8,000 円、歳出総額は 663 万 7,000 円で、歳入歳出差引き額は 25 万 1,000 円となりました。歳入歳出ともに要支援 1、2 の方へのケアプラン作成に関するものとなっております。 認定第 6 号、令和 5 年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は 1 億 2,463 万 2,000 円、歳出総額は 1 億 1,790 万円、歳入歳出差引き額は 673 万 2,000 円となりました。簡易水道事業は鹿児島県の認可を受けた三つの簡易水道事業を一元的に管理運営するものであり、これらに伴います歳入及び歳出となっております。 認定第 7 号、令和 5 年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額が 9,109 万 9,000 円、歳出総額は 8,637 万円で、歳入歳出差引き額が 472 万 9,000 円となりました。農業集落排水事業は麓地区内に設置している農業集落排水施設を管理運営するものであり、これらに伴います歳入及び歳出となっております。 以上、各会計決算の概要をご説明いたしましたが、詳細につきましては決算特別委員会の際に各主管課長から説明させていただきますので、認定していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(町長 降壇)
○笹原議長	これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。お諮りします。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号までの7件については、議長と議会選出監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、認定第1号、令和5年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、令和5年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和5年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和5年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和5年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和5年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、令和5年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算認定に関する7件については、議長と議会選出監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査するということに決定しました。 決算審査特別委員会は、委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、本日の本会議散会后、決算審査特別委員会を委員会室に招集します。互選に関する職務は年長の委員が行うことになっています。 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。次の本会議は、4日でありますので申し添えておきます。
	散会：11：50